

議案第 8 8 号

ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定
について

ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 1 2 月 4 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(ひたちなか市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 ひたちなか市職員の給与に関する条例（平成6年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号エ中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同号オ中「12, 900円」を「13, 500円」に改め、同号カ中「15, 800円」を「16, 600円」に改め、同号キ中「18, 700円」を「19, 700円」に改め、同号ク中「21, 600円」を「22, 800円」に改め、同号ケ中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同号コ中「26, 200円」を「29, 100円」に改め、同号サ中「28, 000円」を「32, 300円」に改め、同号シ中「29, 800円」を「35, 500円」に改め、同号ス中「31, 600円」を「38, 700円」に改める。

第24条第1項ただし書中「6, 600円」を「7, 050円」に改め、同条第2項中「22, 000円」を「23, 500円」に改める。

第27条第2項中「100分の125」を「, 6月に支給する場合には100分の125, 12月に支給する場合には100分の127. 5」に改め、同条第3項中「100分の70」との次に「, 「100分の127. 5」とあるのは「100分の72. 5」と」を加える。

第28条第2項第1号中「100分の105」を「, 6月に支給する場合には100分の105, 12月に支給する場合には100分の107. 5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「, 6月に支給する場合には100分の50, 12月に支給する場合には100分の52. 5」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第 2（第 6 条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
任期付職員及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	

31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300		
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600		
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800		
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000		
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300		
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600		
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		

66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300		
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600		
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800		
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000		
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300		
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600		
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800		
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000		
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300			
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600			
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800			
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000			
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300			
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600			
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800			
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000			
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300			
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600			
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800			
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000			
86	266, 200	305, 800	355, 700					
87	266, 500	306, 100	356, 100					
88	266, 800	306, 400	356, 500					
89	267, 100	306, 700	356, 700					
90	267, 400	307, 000	357, 100					
91	267, 700	307, 300	357, 500					
92	268, 000	307, 600	357, 900					
93	268, 300	307, 800	358, 100					
94		308, 000	358, 400					
95		308, 300	358, 800					
96		308, 700	359, 100					
97		308, 900	359, 400					
98		309, 200	359, 800					
99		309, 500	360, 200					
100		309, 900	360, 600					

	101		310,100	361,100					
	102		310,400	361,500					
	103		310,700	361,900					
	104		311,000	362,300					
	105		311,200	362,800					
	106		311,500	363,200					
	107		311,800	363,500					
	108		312,100	363,800					
	109		312,300	364,200					
	110		312,600						
	111		313,000						
	112		313,300						
	113		313,500						
	114		313,700						
	115		314,000						
	116		314,400						
	117		314,600						
	118		314,800						
	119		315,100						
	120		315,400						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
任期付職員		206,700	237,600	281,000	302,400	318,600	345,900	390,600	426,400
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

第2条 ひたちなか市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「，6月に支給する場合には100分の125，12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め，同条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と，「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」に改める。

第28条第2項第1号中「，6月に支給する場合には100分の105，12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め，同項第2号中「，6月に支給する場合には100分の50，12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

（ひたちなか市職員の給与に関する条例及びひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第1条の規定による改正前のひたちなか市職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 ひたちなか市職員の給与に関する条例及びひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和5年条例第4号）付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第1条の規定による改正前のひたちなか市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第3中「386，100」を「396，500」に改める。

（ひたちなか市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正）

第4条 ひたちなか市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（平成6年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の172.5」との次に「，100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とを加える。

第5条 ひたちなか市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と，「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の175」に改める。

（ひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第6条 ひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「392，000」を「405，000」に，「440，000」を「455，000」に，「492，000」を「508，000」に改める。

第8条第2項中「100分の95」と」の次に「，「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と」を，「100分の87.5」と」の次に「，「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と」を加える。

第7条 ひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と，「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」に，「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と，「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」に改める。

（ひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第8条 ひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号ウ中「7，100円」を「7，300円」に改め，同号エ中「10，000円」を「10，400円」に改め，同号オ中「12，900円」を「13，500円」に改め，同号カ中「15，800円」を「16，600円」に改め，同号キ中「18，700円」を「19，700円」に改め，同号ク中「21，600円」を「22，800円」に改め，同号ケ中「24，400円」を「25，900円」に改め，同号コ中「26，200円」を「29，100円」に改め，同号サ中「28，000円」を「32，300円」に改め，同号シ中「29，800円」を「35，500円」に改め，同号ス中「31，600円」を「38，700円」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第 1（第 4 条，第 5 条関係）

給料表

職務の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	183,600	229,600
2	184,700	231,000
3	185,900	232,500
4	187,000	233,900
5	188,100	235,300
6	189,500	237,000
7	190,900	238,500
8	192,300	239,900
9	193,500	241,300
10	195,100	242,700
11	196,500	244,000
12	198,000	245,400
13	199,300	246,600
14	200,900	247,900
15	202,500	249,200
16	204,200	250,500
17	205,400	251,700
18	206,900	253,000
19	208,400	254,300
20	209,900	255,500
21	211,300	256,500
22	213,200	257,800
23	215,100	259,000
24	216,900	260,200
25	218,800	261,200
26	220,500	262,400
27	221,900	263,400
28	223,300	264,400
29	224,700	265,400

30	225, 900	266, 300
31	227, 200	267, 100
32	228, 400	267, 800
33	229, 600	268, 600
34	230, 600	269, 500
35	231, 600	270, 300
36	232, 700	271, 000
37	233, 900	271, 700
38	234, 900	272, 700
39	235, 900	273, 600
40	236, 800	274, 400
41	237, 700	275, 400
42	238, 600	276, 200
43	239, 300	277, 100
44	239, 900	278, 000
45	240, 700	278, 900
46	241, 500	279, 600
47	242, 200	280, 500
48	243, 000	281, 400
49	243, 700	282, 200
50	244, 400	282, 900
51	245, 200	283, 800
52	245, 900	284, 600
53	246, 400	285, 200
54	247, 000	285, 900
55	247, 600	286, 600
56	248, 100	287, 400
57	248, 400	288, 200
58	249, 000	288, 900
59	249, 400	289, 600
60	249, 900	290, 400
61	250, 300	291, 200
62	250, 800	292, 000
63	251, 200	292, 600
64	251, 600	293, 300

65	252, 000	293, 800
66	252, 400	294, 500
67	252, 800	295, 100
68	253, 200	295, 800
69	253, 600	296, 400
70	254, 000	297, 100
71	254, 400	297, 700
72	254, 800	298, 400
73	255, 200	298, 900
74	255, 600	299, 300
75	255, 900	299, 600
76	256, 300	300, 000
77	256, 700	300, 200
78	257, 100	300, 500
79	257, 500	300, 700
80	257, 900	301, 000
81	258, 200	301, 200
82	258, 600	301, 400
83	259, 000	301, 700
84	259, 300	301, 900
85	259, 700	302, 200
86	260, 000	302, 500
87	260, 400	302, 800
88	260, 700	303, 100
89	261, 100	303, 400
90	261, 500	303, 700
91	261, 800	304, 000
92	262, 100	304, 300
93	262, 400	304, 500
94		304, 700
95		305, 000
96		305, 400
97		305, 600
98		305, 900
99		306, 200

100		306,600
101		306,800
102		307,100
103		307,500
104		307,800
105		308,000
106		308,300
107		308,600
108		308,900
109		309,100
110		309,400
111		309,800
112		310,100
113		310,300
114		310,500
115		310,800
116		311,200
117		311,400
118		311,600
119		311,900
120		312,200
121		312,500
122		312,700
123		313,000
124		313,300
125		313,600

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第5条及び第7条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のひたちなか市職員の給与に関する条例（次項において「第1条による改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後のひたちなか市職員の給与に関する条例及びひたちなか市水道企業職員の

給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第1条の規定による改正前のひたちなか市職員の給与に関する条例（同項において「第3条による改正後の給与条例」という。）の規定，第4条の規定による改正後のひたちなか市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（同項において「改正後の特別職給与条例」という。）の規定，第6条の規定による改正後のひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（同項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第8条の規定による改正後のひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（同項において「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）の規定は，令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条による改正後の給与条例，第3条による改正後の給与条例，改正後の特別職給与条例，改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には，第1条の規定による改正前のひたちなか市職員の給与に関する条例（第3条の規定による改正前のひたちなか市職員の給与に関する条例及びひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第1条の規定による改正前のひたちなか市職員の給与に関する条例（以下この項において「第3条による改正前の給与条例」という。）の規定が適用される職員にあっては，第1条の規定による改正前のひたちなか市職員の給与に関する条例及び第3条による改正前の給与条例），第4条の規定による改正前のひたちなか市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例，第6条の規定による改正前のひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第8条の規定による改正前のひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は，それぞれ第1条による改正後の給与条例（第3条による改正後の給与条例の規定が適用される職員にあっては，第1条による改正後の給与条例及び第3条による改正後の給与条例），改正後の特別職給与条例，改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

旧	新	備考
(通勤手当) 第１５条 略 ２ 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (１) 略 (２) 前項第２号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（その使用する交通の用具が原動機付のものである場合でその使用距離が片道２キロメートル以上である職員（以下この号において「原動機付交通用具使用職員」という。）にあっては、当該額に３，０００円を超えない範囲内で規則で定める額を加算して得た額）。ただし、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（これらの職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）並びに第１６条の２第１項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあっては、本文に規定する額から、本文に規定する額（原動機付交通用具使用職員にあっては、当該額から本文に規定する規則で定める額を除いた額）に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額 ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道５キロメートル未満である職員 ２，０００円 イ 使用距離が片道５キロメートル以上１０キロメートル未満である職員 ４，２００円 ウ 使用距離が片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満である職員 <u>７，１００円</u> エ 使用距離が片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満である職員 <u>１０，０００円</u> オ 使用距離が片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満である職員 <u>１２，９００円</u> カ 使用距離が片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満である職員 <u>１５，８００円</u> キ 使用距離が片道３０キロメートル以上３５キロメートル未満であ	(通勤手当) 第１５条 略 ２ 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (１) 略 (２) 前項第２号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（その使用する交通の用具が原動機付のものである場合でその使用距離が片道２キロメートル以上である職員（以下この号において「原動機付交通用具使用職員」という。）にあっては、当該額に３，０００円を超えない範囲内で規則で定める額を加算して得た額）。ただし、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（これらの職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）並びに第１６条の２第１項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあっては、本文に規定する額から、本文に規定する額（原動機付交通用具使用職員にあっては、当該額から本文に規定する規則で定める額を除いた額）に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額 ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道５キロメートル未満である職員 ２，０００円 イ 使用距離が片道５キロメートル以上１０キロメートル未満である職員 ４，２００円 ウ 使用距離が片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満である職員 <u>７，３００円</u> エ 使用距離が片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満である職員 <u>１０，４００円</u> オ 使用距離が片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満である職員 <u>１３，５００円</u> カ 使用距離が片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満である職員 <u>１６，６００円</u> キ 使用距離が片道３０キロメートル以上３５キロメートル未満であ	

旧	新	備考
る職員 <u>18,700円</u> ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u> ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u> コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26,200円</u> サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>28,000円</u> シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>29,800円</u> ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31,600円</u> (3) 略 3～9 略 (宿日直手当) 第24条 宿日直勤務(次項の勤務を除く。)を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、5,100円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、<u>6,600円</u>を超えない範囲内において規則で定める額とする。 2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して、<u>22,000円</u>を超えない範囲内において規則で定める月額宿日直手当を支給する。 3 略 (期末手当) 第27条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区	る職員 <u>19,700円</u> ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22,800円</u> ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25,900円</u> コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>29,100円</u> サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>32,300円</u> シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>35,500円</u> ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>38,700円</u> (3) 略 3～9 略 (宿日直手当) 第24条 宿日直勤務(次項の勤務を除く。)を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、5,100円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、<u>7,050円</u>を超えない範囲内において規則で定める額とする。 2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して、<u>23,500円</u>を超えない範囲内において規則で定める月額宿日直手当を支給する。 3 略 (期末手当) 第27条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の125</u>、12月に支給する場合には<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額	

旧	新	備考
分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。 4～6 略 第27条の2・第27条の3 略 (勤勉手当) 第28条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の5.0</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略	に、基準日以前6か月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。</u> 4～6 略 第27条の2・第27条の3 略 (勤勉手当) 第28条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の5.0、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略	

旧										新										備考	
別表第2（第6条関係） 行政職給料表										別表第2（第6条関係） 行政職給料表											
職員の区分 任期付職員及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額	職員の区分 任期付職員及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額		
		円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300		1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900		
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800		2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200		
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800		3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100		
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500		4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700		
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500		5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700		
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000		6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100		
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000		7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000		
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500		8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500		
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500		9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500		
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600					

旧										新										備考
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				

旧										新										備考
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300				
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600				
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800				
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000				
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300				
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600				
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800				
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000				
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300					
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600					
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800					
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000					
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300					
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600					
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800					
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000					
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					
86	256,000	297,100	346,000							86	266,200	305,800	355,700							
87	256,300	297,400	346,400							87	266,500	306,100	356,100							
88	256,600	297,700	346,800							88	266,800	306,400	356,500							
89	256,900	298,000	347,000							89	267,100	306,700	356,700							
90	257,200	298,300	347,400							90	267,400	307,000	357,100							
91	257,500	298,600	347,800							91	267,700	307,300	357,500							
92	257,800	299,000	348,200							92	268,000	307,600	357,900							
93	258,100	299,200	348,400							93	268,300	307,800	358,100							
94		299,400	348,800							94		308,000	358,400							
95		299,700	349,200							95		308,300	358,800							
96		300,100	349,500							96		308,700	359,100							
97		300,300	349,800							97		308,900	359,400							

旧										新										備考
	98		300,600	350,200						98		309,200	359,800							
	99		301,000	350,600						99		309,500	360,200							
	100		301,400	351,000						100		309,900	360,600							
	101		301,600	351,500						101		310,100	361,100							
	102		301,900	351,900						102		310,400	361,500							
	103		302,200	352,300						103		310,700	361,900							
	104		302,500	352,700						104		311,000	362,300							
	105		302,700	353,200						105		311,200	362,800							
	106		303,000	353,600						106		311,500	363,200							
	107		303,300	353,900						107		311,800	363,500							
	108		303,600	354,200						108		312,100	363,800							
	109		303,800	354,700						109		312,300	364,200							
	110		304,200							110		312,600								
	111		304,600							111		313,000								
	112		304,900							112		313,300								
	113		305,100							113		313,500								
	114		305,300							114		313,700								
	115		305,600							115		314,000								
	116		306,000							116		314,400								
	117		306,200							117		314,600								
	118		306,400							118		314,800								
	119		306,700							119		315,100								
	120		307,000							120		315,400								
	121		307,400							121		315,700								
	122		307,600							122		315,900								
	123		307,900							123		316,200								
	124		308,200							124		316,500								
	125		308,500							125		316,800								
任期付職員		194,500	225,600	267,200	287,400	303,000	329,400	372,600	407,000	任期付職員		206,700	237,600	281,000	302,400	318,600	345,900	390,600	426,400	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200			200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	

ひたちなか市職員の給与に関する条例新旧対照表（第２条関係）

旧	新	備考
（期末手当） 第２７条 略 ２ 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>６月に支給する場合には１００分の１２５</u>、<u>１２月に支給する場合には１００分の１２７．５</u>を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４） 略 ３ 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>１００分の１２５</u>」とあるのは「<u>１００分の７０</u>」と、「<u>１００分の１２７．５</u>」とあるのは「<u>１００分の７２．５</u>」とする。 ４～６ 略 第２７条の２・第２７条の３ 略	（期末手当） 第２７条 略 ２ 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>１００分の１２６．２５</u>を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４） 略 ３ 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>１００分の１２６．２５</u>」とあるのは「<u>１００分の７１．２５</u>」とする。 ４～６ 略 第２７条の２・第２７条の３ 略	
（勤勉手当） 第２８条 略 ２ 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>６月に支給する場合には１００分の１０５</u>、<u>１２月に支給する場合には１００分の１０７．５</u>を乗じて得た額の総額 （２） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>６月に支給する場合には１００分の５０</u>、<u>１２月に支給する場合には１００分の５２．５</u>を乗じて得た額の総額 ３～５ 略	（勤勉手当） 第２８条 略 ２ 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>１００分の１０６．２５</u>を乗じて得た額の総額 （２） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>１００分の５１．２５</u>を乗じて得た額の総額 ３～５ 略	

ひたちなか市職員の給与に関する条例及びひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第1条の規定による改正前のひたちなか市職員の給与に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧										新										備考
別表第3（第6条関係）																				
行政職給料表																				
職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
任期付	略	略	略	略	略	略	略	略	略	任期付	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
職員及び 定年	94		略	略	386,100					職員及び 定年	94		略	略	396,500					
前再任 用短時 間勤務 職員以 外の職 員	略	略	略	略	略	略	略	略	略	前再任 用短時 間勤務 職員以 外の職 員	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
略										略										
略																				

ひたちなか市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新	備考
(期末手当) 第5条 市長等の期末手当の額は、給与条例第27条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、同条第5項中「職務の級が3級以上である職員」とあるのは「規則で定める職員」と、「給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。	(期末手当) 第5条 市長等の期末手当の額は、給与条例第27条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」と</u>、同条第5項中「職務の級が3級以上である職員」とあるのは「規則で定める職員」と、「給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。	

ひたちなか市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新	備考
(期末手当) 第5条 市長等の期末手当の額は、給与条例第27条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」と、同条第5項中「職務の級が3級以上である職員」とあるのは「規則で定める職員」と、「給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。	(期末手当) 第5条 市長等の期末手当の額は、給与条例第27条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同条第5項中「職務の級が3級以上である職員」とあるのは「規則で定める職員」と、「給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。	

ひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第6条関係）

旧	新	備考																				
(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td>392,000</td></tr><tr><td>2</td><td>440,000</td></tr><tr><td>3</td><td>492,000</td></tr></table> 2・3 略 (給与条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第25条第1項及び第3項、第27条第2項並びに第28条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第25条第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及びひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第25条第3項第1号中「10,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「10,000円」と、同項第2号中「5,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「5,000円」と、給与条例第27条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第28条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。	号給	給料月額		円	1	392,000	2	440,000	3	492,000	(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td>405,000</td></tr><tr><td>2</td><td>455,000</td></tr><tr><td>3</td><td>508,000</td></tr></table> 2・3 略 (給与条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第25条第1項及び第3項、第27条第2項並びに第28条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第25条第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及びひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第25条第3項第1号中「10,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「10,000円」と、同項第2号中「5,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「5,000円」と、給与条例第27条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と</u>、給与条例第28条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、<u>「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と</u>する。	号給	給料月額		円	1	405,000	2	455,000	3	508,000	
号給	給料月額																					
	円																					
1	392,000																					
2	440,000																					
3	492,000																					
号給	給料月額																					
	円																					
1	405,000																					
2	455,000																					
3	508,000																					

ひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第7条関係）

旧	新	備考
(給与条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第25条第1項及び第3項、第27条第2項並びに第28条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第25条第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及びひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第25条第3項第1号中「10,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「10,000円」と、同項第2号中「5,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「5,000円」と、給与条例第27条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第28条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。	(給与条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第25条第1項及び第3項、第27条第2項並びに第28条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第25条第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及びひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第25条第3項第1号中「10,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「10,000円」と、同項第2号中「5,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「5,000円」と、給与条例第27条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第28条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。	

旧	新	備考
（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当） 第9条 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げるフルタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 略 （2） 前項の規定により準用する給与条例第15条第1項第2号に該当するフルタイム会計年度任用職員 次に掲げるフルタイム会計年度任用職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（次条の規定により準用する給与条例第16条の2の規定により在宅勤務等手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員にあつては、当該額から、当該額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 2,000円 イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 4,200円 ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 <u>7,100円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 <u>10,000円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 <u>12,900円</u> カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 <u>15,800円</u> キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 <u>18,700円</u> ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 <u>21,600円</u> ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 <u>24,400円</u> コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満であ	（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当） 第9条 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げるフルタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 略 （2） 前項の規定により準用する給与条例第15条第1項第2号に該当するフルタイム会計年度任用職員 次に掲げるフルタイム会計年度任用職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（次条の規定により準用する給与条例第16条の2の規定により在宅勤務等手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員にあつては、当該額から、当該額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 2,000円 イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 4,200円 ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 <u>7,300円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 <u>10,400円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 <u>13,500円</u> カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 <u>16,600円</u> キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 <u>19,700円</u> ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 <u>22,800円</u> ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 <u>25,900円</u> コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満であ	

旧			新			備考
るフルタイム会計年度任用職員 <u>26,200円</u> サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 <u>28,000円</u> シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 <u>29,800円</u> ス 使用距離が片道60キロメートル以上であるフルタイム会計年度任用職員 <u>31,600円</u> (3) 略 3～6 略			るフルタイム会計年度任用職員 <u>29,100円</u> サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 <u>32,300円</u> シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 <u>35,500円</u> ス 使用距離が片道60キロメートル以上であるフルタイム会計年度任用職員 <u>38,700円</u> (3) 略 3～6 略			
別表第1（第4条，第5条関係） 給料表			別表第1（第4条，第5条関係） 給料表			
職務の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	職務の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	
	円	円		円	円	
1	<u>173,600</u>	<u>219,800</u>	1	<u>183,600</u>	<u>229,600</u>	
2	<u>174,700</u>	<u>221,400</u>	2	<u>184,700</u>	<u>231,000</u>	
3	<u>175,900</u>	<u>223,000</u>	3	<u>185,900</u>	<u>232,500</u>	
4	<u>177,000</u>	<u>224,500</u>	4	<u>187,000</u>	<u>233,900</u>	
5	<u>178,100</u>	<u>226,000</u>	5	<u>188,100</u>	<u>235,300</u>	
6	<u>179,500</u>	<u>227,700</u>	6	<u>189,500</u>	<u>237,000</u>	
7	<u>180,900</u>	<u>229,300</u>	7	<u>190,900</u>	<u>238,500</u>	
8	<u>182,300</u>	<u>230,800</u>	8	<u>192,300</u>	<u>239,900</u>	
9	<u>183,600</u>	<u>232,300</u>	9	<u>193,500</u>	<u>241,300</u>	
10	<u>185,200</u>	<u>233,800</u>	10	<u>195,100</u>	<u>242,700</u>	
11	<u>186,600</u>	<u>235,200</u>	11	<u>196,500</u>	<u>244,000</u>	
12	<u>188,100</u>	<u>236,700</u>	12	<u>198,000</u>	<u>245,400</u>	
13	<u>189,500</u>	<u>237,900</u>	13	<u>199,300</u>	<u>246,600</u>	
14	<u>191,100</u>	<u>239,200</u>	14	<u>200,900</u>	<u>247,900</u>	
15	<u>192,700</u>	<u>240,500</u>	15	<u>202,500</u>	<u>249,200</u>	
16	<u>194,400</u>	<u>241,800</u>	16	<u>204,200</u>	<u>250,500</u>	

旧			新			備考
17	<u>195,600</u>	<u>243,000</u>	17	<u>205,400</u>	<u>251,700</u>	
18	<u>197,100</u>	<u>244,300</u>	18	<u>206,900</u>	<u>253,000</u>	
19	<u>198,600</u>	<u>245,600</u>	19	<u>208,400</u>	<u>254,300</u>	
20	<u>200,100</u>	<u>246,800</u>	20	<u>209,900</u>	<u>255,500</u>	
21	<u>201,500</u>	<u>247,900</u>	21	<u>211,300</u>	<u>256,500</u>	
22	<u>203,400</u>	<u>249,200</u>	22	<u>213,200</u>	<u>257,800</u>	
23	<u>205,300</u>	<u>250,400</u>	23	<u>215,100</u>	<u>259,000</u>	
24	<u>207,100</u>	<u>251,600</u>	24	<u>216,900</u>	<u>260,200</u>	
25	<u>209,000</u>	<u>252,600</u>	25	<u>218,800</u>	<u>261,200</u>	
26	<u>210,700</u>	<u>253,800</u>	26	<u>220,500</u>	<u>262,400</u>	
27	<u>212,100</u>	<u>254,900</u>	27	<u>221,900</u>	<u>263,400</u>	
28	<u>213,500</u>	<u>255,900</u>	28	<u>223,300</u>	<u>264,400</u>	
29	<u>214,900</u>	<u>256,900</u>	29	<u>224,700</u>	<u>265,400</u>	
30	<u>216,100</u>	<u>257,800</u>	30	<u>225,900</u>	<u>266,300</u>	
31	<u>217,400</u>	<u>258,600</u>	31	<u>227,200</u>	<u>267,100</u>	
32	<u>218,600</u>	<u>259,400</u>	32	<u>228,400</u>	<u>267,800</u>	
33	<u>219,800</u>	<u>260,200</u>	33	<u>229,600</u>	<u>268,600</u>	
34	<u>221,000</u>	<u>261,100</u>	34	<u>230,600</u>	<u>269,500</u>	
35	<u>222,200</u>	<u>261,900</u>	35	<u>231,600</u>	<u>270,300</u>	
36	<u>223,400</u>	<u>262,600</u>	36	<u>232,700</u>	<u>271,000</u>	
37	<u>224,600</u>	<u>263,300</u>	37	<u>233,900</u>	<u>271,700</u>	
38	<u>225,700</u>	<u>264,300</u>	38	<u>234,900</u>	<u>272,700</u>	
39	<u>226,800</u>	<u>265,300</u>	39	<u>235,900</u>	<u>273,600</u>	
40	<u>227,800</u>	<u>266,100</u>	40	<u>236,800</u>	<u>274,400</u>	
41	<u>228,800</u>	<u>267,100</u>	41	<u>237,700</u>	<u>275,400</u>	
42	<u>229,800</u>	<u>268,000</u>	42	<u>238,600</u>	<u>276,200</u>	
43	<u>230,700</u>	<u>269,000</u>	43	<u>239,300</u>	<u>277,100</u>	
44	<u>231,500</u>	<u>269,900</u>	44	<u>239,900</u>	<u>278,000</u>	
45	<u>232,300</u>	<u>270,800</u>	45	<u>240,700</u>	<u>278,900</u>	
46	<u>233,100</u>	<u>271,600</u>	46	<u>241,500</u>	<u>279,600</u>	
47	<u>233,800</u>	<u>272,500</u>	47	<u>242,200</u>	<u>280,500</u>	

旧			新			備考
48	<u>234,600</u>	<u>273,400</u>	48	<u>243,000</u>	<u>281,400</u>	
49	<u>235,300</u>	<u>274,200</u>	49	<u>243,700</u>	<u>282,200</u>	
50	<u>236,000</u>	<u>275,000</u>	50	<u>244,400</u>	<u>282,900</u>	
51	<u>236,800</u>	<u>275,900</u>	51	<u>245,200</u>	<u>283,800</u>	
52	<u>237,500</u>	<u>276,700</u>	52	<u>245,900</u>	<u>284,600</u>	
53	<u>238,100</u>	<u>277,400</u>	53	<u>246,400</u>	<u>285,200</u>	
54	<u>238,700</u>	<u>278,200</u>	54	<u>247,000</u>	<u>285,900</u>	
55	<u>239,300</u>	<u>278,900</u>	55	<u>247,600</u>	<u>286,600</u>	
56	<u>239,800</u>	<u>279,700</u>	56	<u>248,100</u>	<u>287,400</u>	
57	<u>240,100</u>	<u>280,500</u>	57	<u>248,400</u>	<u>288,200</u>	
58	<u>240,700</u>	<u>281,300</u>	58	<u>249,000</u>	<u>288,900</u>	
59	<u>241,100</u>	<u>282,000</u>	59	<u>249,400</u>	<u>289,600</u>	
60	<u>241,600</u>	<u>282,800</u>	60	<u>249,900</u>	<u>290,400</u>	
61	<u>242,000</u>	<u>283,600</u>	61	<u>250,300</u>	<u>291,200</u>	
62	<u>242,500</u>	<u>284,400</u>	62	<u>250,800</u>	<u>292,000</u>	
63	<u>242,900</u>	<u>285,100</u>	63	<u>251,200</u>	<u>292,600</u>	
64	<u>243,300</u>	<u>285,800</u>	64	<u>251,600</u>	<u>293,300</u>	
65	<u>243,700</u>	<u>286,300</u>	65	<u>252,000</u>	<u>293,800</u>	
66	<u>244,100</u>	<u>287,000</u>	66	<u>252,400</u>	<u>294,500</u>	
67	<u>244,500</u>	<u>287,600</u>	67	<u>252,800</u>	<u>295,100</u>	
68	<u>244,900</u>	<u>288,300</u>	68	<u>253,200</u>	<u>295,800</u>	
69	<u>245,300</u>	<u>289,000</u>	69	<u>253,600</u>	<u>296,400</u>	
70	<u>245,700</u>	<u>289,700</u>	70	<u>254,000</u>	<u>297,100</u>	
71	<u>246,100</u>	<u>290,400</u>	71	<u>254,400</u>	<u>297,700</u>	
72	<u>246,500</u>	<u>291,100</u>	72	<u>254,800</u>	<u>298,400</u>	
73	<u>246,900</u>	<u>291,600</u>	73	<u>255,200</u>	<u>298,900</u>	
74	<u>247,300</u>	<u>292,100</u>	74	<u>255,600</u>	<u>299,300</u>	
75	<u>247,600</u>	<u>292,500</u>	75	<u>255,900</u>	<u>299,600</u>	
76	<u>248,000</u>	<u>292,900</u>	76	<u>256,300</u>	<u>300,000</u>	
77	<u>248,400</u>	<u>293,100</u>	77	<u>256,700</u>	<u>300,200</u>	
78	<u>248,800</u>	<u>293,400</u>	78	<u>257,100</u>	<u>300,500</u>	

旧			新			備考
79	<u>249,200</u>	<u>293,600</u>	79	<u>257,500</u>	<u>300,700</u>	
80	<u>249,600</u>	<u>293,900</u>	80	<u>257,900</u>	<u>301,000</u>	
81	<u>249,900</u>	<u>294,100</u>	81	<u>258,200</u>	<u>301,200</u>	
82	<u>250,300</u>	<u>294,300</u>	82	<u>258,600</u>	<u>301,400</u>	
83	<u>250,700</u>	<u>294,600</u>	83	<u>259,000</u>	<u>301,700</u>	
84	<u>251,000</u>	<u>294,800</u>	84	<u>259,300</u>	<u>301,900</u>	
85	<u>251,400</u>	<u>295,100</u>	85	<u>259,700</u>	<u>302,200</u>	
86	<u>251,700</u>	<u>295,400</u>	86	<u>260,000</u>	<u>302,500</u>	
87	<u>252,100</u>	<u>295,700</u>	87	<u>260,400</u>	<u>302,800</u>	
88	<u>252,400</u>	<u>296,000</u>	88	<u>260,700</u>	<u>303,100</u>	
89	<u>252,800</u>	<u>296,300</u>	89	<u>261,100</u>	<u>303,400</u>	
90	<u>253,200</u>	<u>296,600</u>	90	<u>261,500</u>	<u>303,700</u>	
91	<u>253,500</u>	<u>296,900</u>	91	<u>261,800</u>	<u>304,000</u>	
92	<u>253,800</u>	<u>297,300</u>	92	<u>262,100</u>	<u>304,300</u>	
93	<u>254,100</u>	<u>297,500</u>	93	<u>262,400</u>	<u>304,500</u>	
94		<u>297,700</u>	94		<u>304,700</u>	
95		<u>298,000</u>	95		<u>305,000</u>	
96		<u>298,400</u>	96		<u>305,400</u>	
97		<u>298,600</u>	97		<u>305,600</u>	
98		<u>298,900</u>	98		<u>305,900</u>	
99		<u>299,300</u>	99		<u>306,200</u>	
100		<u>299,700</u>	100		<u>306,600</u>	
101		<u>299,900</u>	101		<u>306,800</u>	
102		<u>300,200</u>	102		<u>307,100</u>	
103		<u>300,600</u>	103		<u>307,500</u>	
104		<u>300,900</u>	104		<u>307,800</u>	
105		<u>301,100</u>	105		<u>308,000</u>	
106		<u>301,400</u>	106		<u>308,300</u>	
107		<u>301,700</u>	107		<u>308,600</u>	
108		<u>302,000</u>	108		<u>308,900</u>	
109		<u>302,200</u>	109		<u>309,100</u>	

旧			新			備考
110		<u>302,600</u>	110		<u>309,400</u>	
111		<u>303,000</u>	111		<u>309,800</u>	
112		<u>303,300</u>	112		<u>310,100</u>	
113		<u>303,500</u>	113		<u>310,300</u>	
114		<u>303,700</u>	114		<u>310,500</u>	
115		<u>304,000</u>	115		<u>310,800</u>	
116		<u>304,400</u>	116		<u>311,200</u>	
117		<u>304,600</u>	117		<u>311,400</u>	
118		<u>304,800</u>	118		<u>311,600</u>	
119		<u>305,100</u>	119		<u>311,900</u>	
120		<u>305,400</u>	120		<u>312,200</u>	
121		<u>305,800</u>	121		<u>312,500</u>	
122		<u>306,000</u>	122		<u>312,700</u>	
123		<u>306,300</u>	123		<u>313,000</u>	
124		<u>306,600</u>	124		<u>313,300</u>	
125		<u>306,900</u>	125		<u>313,600</u>	